

第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十四項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の五（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第四十二条の五を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の六の改正規定の前に次のように加える。

第四十二条の五の二第一項中「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度

額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」、「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」及び「（前条第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第三項中「又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に改め、同条第四項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第四十二条の四の二第七項」を「前条第七項」に改め、「、前条第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、か

つ、「」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改め、「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第一項」に改め、同条第十項中「第四十二条の五の二第五項」を「第四十二条の五第五項」に改め、同条を第四十二条の五とする。第二十条中租税特別措置法第四十二条の六の改正規定を次のように改める。

第四十二条の六第二項中「、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項」及び「、次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の五第五項」及び「、次条第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、「」を「及び」に、「

明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の九の改正規定を次のように改める。

第四十二条の九第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を「規定による」の下に「控除の対象となる工業用機械等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第六項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「

控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、「を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の十の改正規定を次のように改める。

第四十二条の十第二項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の十一の改正規定及び同条を同法第四十二条の十三とし、同法第四

十二条の十の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第四十二条の十一第二項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十三条第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又

は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、「」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第四十二条の十三第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「、第四十二条の五の二第三項」及び「、第四十二条の七第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の五の二第四項」及び「、第四十二条の七第四項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる法人税額超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十三条第一項の表の改正規定及び同法第四十三条の二第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十四条を削る改正規定を次のように改める。

第四十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第二十条中租税特別措置法第四十四条の二の改正規定を次のように改める。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の二 削除

第二十条中租税特別措置法第四十四条の三を削る改正規定を次のように改める。

第四十四条の三第一項中「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十条中租税特別措置法第四十四条の四の改正規定を次のように改める。

第四十四条の四の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（特定農産加工業経営改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後

事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第二十条中租税特別措置法第四十四条の五（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第四十四条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定、同法第四十六条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十六条の三第一項の改正規定、同法第四十六条の四の改正規定、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定及び同法第四十九条から第五十二条までの改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第五十二条の二第一項の改正規定を次のように改める。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の五の二第一項」及び「、第四十二条の七第一項」を削り、「

若しくは第四十三条から」を「、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から」に改める。

第二十条中租税特別措置法第五十二条の二第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第五十三条第一項第一号の改正規定を次のように改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に、「又は第四十三条から」を「、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から」に改める。

第二十条中租税特別措置法第五十五条第四項第一号の改正規定及び同法第五十六条第二項の改正規定を削る。

第二十条のうち、租税特別措置法第五十七条の十第一項の改正規定中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第三章第四節を削る改正規定の次に次のように加える。

第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする。

第二十条中租税特別措置法第六十一条の三の改正規定及び同法第六十一条の二の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定及び同章第四節の三を同章第四節の二とする改正規定を次のように改める。

第三章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の一とする。

第二十条中租税特別措置法第六十二条の改正規定を次のように改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、「、第四十二条の五の二第二項」及び「、第四十二条の七第二項」を削り、同条第八項中「関して法人税法第一百五十三条（同法第一百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）」に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十二条の三の改正規定を次のように改める。

第六十二条の三第一項及び第八項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、「、第四十二条の五の二第二項」及び「、第四十二条の七第二項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十三条第一項の改正規定を次のように改める。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十四条の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五条の九の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規定、同法第六十五条の十三第一項の改正規定、同法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条第七項の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第六十六条の四第二項の改正規定を削り、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「第六十六条の四第六項」に改め、同項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の十第一項の改正規定、同法第六十六条の十一の二の改正規定及び同法第六十六条の十三第一項第一号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の二の改正規定を次のように改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の三の改正規定及び同法第六十七条の四の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の十四の改正規定を次のように改める。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人
第五十七条第一項た だし書	普通法人（特定目的会社を除く。）

第五十七条第一項た
だし書

所得の金額の百分の八十
七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課
税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社に

				あつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十七条第一項 第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）	第五十八条第一項た だし書	所得の金額の百分の八十
第五十八条第六項第 一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）	第七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課 税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社に あつては、当該所得の金額の百分の百）	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十 七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課 税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社に あつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十二条第一項第 一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）	第六十七条の十五第三項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。	第二十条中租税特別措置法第六十七条の十五の改正規定を次のように改める。

			第五十七条第一項た だし書	所得の金額の百分の八十 七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の 特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては 、当該所得の金額の百分の百
第五十七条第十一項 第一号	第五十八条规定第一項た だし書	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）	所得の金額の百分の八十 七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の 特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては 、当該所得の金額の百分の百
第五十八条第六項第 一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）		所得の金額の百分の八十 七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の 特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては 、当該所得の金額の百分の百

法第六十八条の二（見出しを含む。）の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の三の四第二項の改正規定を次のように改める。

第六十八条の三の四第二項中「、第四十二条の五の二第三項」及び「、第四十二条の七第三項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第六十八条の八の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の九の改正規定を次のように改める。

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十四項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及

び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十五項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第六十八条の十を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十一の改正規定の前に次のように加える。

第六十八条の十の二第一項中「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」、「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」、「（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税

額から控除される金額がある場合には、「当該金額を控除した残額」及び「（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、「当該金額を控除した残額」）」を削り、同条第三項中「又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、「これらの」を「には、当該」に、「前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、「これら」を「には、当該」に、「前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる場合には、「これらの」を「同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、「これらの」を「前条第七項」に改め、「前条第五項」及び「第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による

「の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改め、「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十一項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十の二第五項」を「第六十八条の十第五項」に改め、同条を第六十八条の十とする。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十一の改正規定を次のように改める。

第六十八条の十一第二項中「、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項」及び「、次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十第五項」及び「、次条第七項」を削り

、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十三の改正規定を次のように改める。

第六十八条の十三第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、前条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、前条第七項」を削り、同条第六項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる工業用機械等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定

申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第七項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十四の改正規定を次のように改める。

第六十八条の十四第二項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告

の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十五の改正規定及び同条を同法第六十八条の十五の三とし、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第六十八条の十五第二項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第六十八条の十五の二第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「、第六十八条の十の二第二項」及び「、第六十八条の十二第二項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十の二第四項」及び「、第六十八条の十二第四項」を削り、同条第五項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる調整前連結税額超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」

に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の改正規定、同法第六十八条の十七第一項の改正規定並びに同法第六十八条の十八及び第六十八条の十九の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第六十八条の二十第一項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の二十五を削る改正規定を次のように改める。

第六十八条の二十五の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第

一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（特定農産加工業経営改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、

当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の二十六（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第六十八条の二十五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の二十九の改正規定、同法第六十八条の三十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の三十二第一項の改正規定、同法第六十八条の三十三の改正規定、同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の三十五の改正規定、同法第六十八条の三十六第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十七から第六十八条の三十九までの改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十第一項の改正規定を次のように改める。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の十の二第一項」、「、第六十八条の十二第一項」及び「、第六十八条の二十一」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定を次のように改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十から第六十八条の十二まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一」に改め、「、第六十八条の二十一」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十三第四項第一号の改正規定を削る。

第二十条のうち、租税特別措置法第六十八条の五十九第一項の改正規定中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項の改正規定中「平成二十三年三月三十日」を「平成二十四年三月三十日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の五十九の改正規定の次に次のように加える。

第六十八条の六十三の三第四項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第三章第十四節の次に二節を加える改正規定、同法第六十八条の六十四の改正規定、同法第六十八条の六十五の改正規定及び同法第六十八条の六十六第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十七の改正規定を次のように改める。

第六十八条の六十七第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「、第六十八条の十、

第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「、第六十八条の十の二第二項」及び「、第六十八条の十二第二項」を削り、同条第七項中「関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）」に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十八の改正規定を次のように改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「、第六十八条の十の二第二項」及び「、第六十八条の十二第二項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十九第一項の改正規定を次のように改める。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削

る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の七十第五項の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定、同法第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項の改正規定、同法第六十八条の七十六の二第一項の改正規定、同法第六十八条の七十八の改正規定、同法第六十八条の七十九の改正規定、同法第六十八条の八十の改正規定、同法第六十八条の八十三の改正規定、同法第六十八条の八十四第一項の改正規定、同法第六十八条の八十五の改正規定並びに同法第六十八条の八十五の二を削り、同法第六十八条の八十五の三を同法第六十八条の八十五の二とし、同法第六十八条の八十五の四を同法第六十八条の八十五の三とする改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第六十八条の八十八第二項の改正規定を削り、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「第六十八条の八十八第六項」に改め、同項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の九十の改正規定、同法第六十八条の九十三の二の改正規定、同法第六十八条の九十四第一項の改正規定、同法第六十八条の九十八第一項第一号の改正規定、同法第六十八条

の百一の改正規定及び同法第六十八条の百一の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第七十条の二の改正規定を次のように改める。
第七十条の二第六項第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第七十条の三の改正規定を次のように改める。

第七十条の三第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加え、同条第三項第一号ロ中「推定相続人」の下に「（孫を含む。）」を加え、同条第六項第四号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第二十条中租税特別措置法第七十条の四の改正規定を次のように改める。

第七十条の四第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十条中租税特別措置法第七十条の六の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第七十条の七の改正規定を次のように改める。

第七十条の七第二項第五号中「第七十条の二の二」の下に「及び第七十条の二の三」を加え、同条第三

項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第二十一条の九第二項（）」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加える。

第二十条中租税特別措置法第七十条の七の二の改正規定、同法第七十条の七の三第一項の改正規定、同法第七十条の七の四の改正規定、同法第七十条の八の二第一項の改正規定、同法第七十条の十二の改正規定、同法第七十五条の十三の改正規定、同法第七十二条の二及び第七十三条の改正規定、同法第七十六条を削り、同法第七十五条を同法第七十六条とする改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十三条の二を同法第七十四条とする改正規定、同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十八条の改正規定並びに同法第七十九条の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第八十条第一項の改正規定を次のように改める。

第八十条第一項中「第六条第二項」を「（平成十一年法律第百三十一号）第六条第二項」に、「の施行」を「（平成二十一年法律第二十九号）の施行」に改める。

第二十条中租税特別措置法第八十条の二第一項第三号の改正規定、同法第八十二条の改正規定、同法第八十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第八十三条

の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第八十四条の改正規定、同法第八十四条の五の改正規定及び同法第八十七条の五第一項の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第八十七条の八の改正規定中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第八十八条の七の改正規定中「第八十八条の七第一項中「揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他」を削り、同条第五項中「適用を受けようとする者」の下に「又はバイオエタノール等揮発油を揮発油税法第十四条第一項の規定の適用を受けて移出する者」を加え、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第九項」を「第八十八条の七第九項」に、「並びに第三項」を「、第三項並びに第四項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第八十九条の改正規定を次のように改める。

第八十九条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわ
れている」を「行われている」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第八十九条の二の改正規定中「第一項第四号を除く」を「第一項第四号及び第三項を除く」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第八十九条の三の改正規定中「第八十九条の三第一項中「、平成三十年三月三十一日までに」を削り、「同条第四項」を「第八十九条の三第四項」に改め、「第二十六条」の下に「（第三項を除ぐ。）」を加え、「第十四条の二」を「第十四条の二（第三項を除ぐ。）」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第八十九条の四の改正規定中「第八十九条の四第一項中「、平成三十年三月三十一日までに」を削り、「同条第二項」を「第八十九条の四第二項」に改め、「第二十六条」の下に「（第三項を除ぐ。）」を加え、「第十四条の二」を「第十四条の二（第三項を除ぐ。）」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の改正規定及び同法第九十条の二の改正規定中「第二十六条」の下に「（第三項を除ぐ。）」を加え、「第十四条の二」を「第十四条の二（第三項を除ぐ。）」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の四の改正規定中「第九十条の四第一項中「（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで）」を削り、「同条第二項」を「第九十条の四第二項

「に改め、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「「、同条第三項」を「「、同条第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の四の二の改正規定中「第九十条の四の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項」を「第九十条の四の二第二項」に改め、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「「、同条第三項」を「「、同条第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の四の三の改正規定中「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「「、同条第三項」を「「、同条第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の五の改正規定中「並びに第三項」を「、第三項並びに第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の六の改正規定中「「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「」を削り、「第四号を除く」を「第四号並びに第三項を除く」に、「「、同条第三項」を「「、同条第四項」に、「第四号」を「第四号並びに第三項」」に、「並びに第三項」を「、第三項並びに第四項」に改める。